

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備すること、かかりつけ医機能にかかる好事例を収集し、専門的検討を行うことにより、かかりつけ医機能が地域で求められている役割を明らかにするとともに、好事例の横展開を図り、かかりつけ医機能の更なる普及を進めること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度等推進のための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うこと、生涯を通じて国民

が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、医療機関における医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること、国連機関等が途上国向けの医薬品・医療機器を調達する際に必要とするWHOによる事前認証（Prequalification）等の取得や途上国向けWHO推奨医療機器要覧（Compendium）への掲載に向けた日本企業の取り組みに係る経費を補助することにより、関係国の医療水準の向上に貢献しつつ高品質な日本の医薬品、医療機器等の国際展開を推進すること、電話医療通訳の団体契約を通して医療機関における電話医療通訳の利用を促進するための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ環境を充実させていくこと、地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営を行うための経費を補助することにより、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理や対応方針を策定すること、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営を行うための経費を補助することにより医療機関等の外国人対応への支援を行うこと、歯科医療関係者に対する感染予防に関する講習会に要する経費を補助することにより、歯科医療の安全の確保を図ること、歯科補てつ物製作過程等の情報提供を推進することにより、国民にとって安心・安全な歯科補てつ物等の普及・推進を図ること、歯科衛生士の復職支援等を行う研修施設の整備・運営等に要する経費を補助することにより、歯科衛生士の復職支援・離職防止等を推進すること、歯科技工士の離職防止等を行う研修施設の整備・運営等に要する経費を補助することにより、歯科技工士の人材確保を図ること、歯科医療機関の歯科専門職による医療・介護関係職種を対象とした研修を実施するための経費を補助することにより、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進すること、医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援及び勤務負担軽減等に必要な経費を補助することにより、医師偏在の解消を図ること、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第11号に基づき、年1回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局経費を補助することにより、特定機能病院の医療安全の向上を図ること、都道府県で実施されている#8000事業における相談内容等の情報の収集・分析事業に要する経費につい

て補助することにより、#8000 事業における相談員の質の向上等を図ること、臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を日本全体の臨床研究基盤へと押し上げ、その基盤が活用されることにより日本発の有望な革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元できる体制を強化すること、妊産婦の医療情報等をモニタリングし、現場の医師等に対し適切な助言を行うシステムの体制整備を促進することにより、産科医療に従事する医師の勤務環境の改善をすること、厚生労働大臣が、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、当該認定を受けた医師に対して、医師少数区域等での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ること、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点（総合診療医センター）を都道府県横断的に整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に行うことにより、地域医療の現場に総合診療医を充足させること、診療に従事する医師・歯科医師に対し、遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ること、女性医療職等がキャリアと家庭を両立出来るような取り組みを構築する機関を選定し、普及推進可能な効果的支援策モデルを構築するための経費を支援することで、女性医療職等の働き方支援の充実を図ること、医療・保健分野における日露間の協力内容を具体化することにより高品質な日本の医薬品・医療機器等の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、日露両国民の健康寿命の延伸を図ることで、日露双方にとって、好循環をもたらすこと、補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための基礎的な研修を実施するとともに、消費者が補聴器の機能や使用方法などを十分に理解した上で購入し、安全で効果的に使用できるよう、補聴器に関する情報等について普及啓発を行うことにより、補聴器の安全で効果的な使用に資すること、特定機能病院の承認要件の見直しに関連して、特定機能病院の医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管理者、医療安全管理責任者などを養成すること、病院薬剤師を活用した医師等からのタスク・シフティング等にかかる先進的な取組を収集し、その好事例を全国に普及することにより、医師等の働き方改革の推進を図ること、eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム（以下、「学習システム」という。））を活用するとともに、看護基礎教育検討会やワーキンググループでの検討内容を踏まえ新たな学習システムの内容を作成し、これにより、専任教員・教務主任となるための要件を満たしていない未受講教員の解消を図るとともに、専任教員・教務主任養成講習会及び実習指導者講習

会の質の確保を図ること、在宅での看取りにおける医師によるICTを利用した死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修等を行うこと、創意工夫を凝らした効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資すること、候補者の日本語学習を含む看護師国家試験の受験に向けた効率的・効果的な学習を支援するため、eラーニング等を活用した日々継続的な自己学習が可能となる学習環境の提供、定期的な集合研修、学習指導などにより、候補者の学習を総合的に支援すること、看護職員がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関等の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定するとともに、先進的な取組を行う医療機関等を表彰し、取組の周知等を実施すること、看護師の特定行為研修の質の担保を図るため、当該研修制度の趣旨及び内容等について、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）や、指定研修機関と連携して実習等を行う施設における指導者の理解を促進し、効果的に指導を行うことのできる指導者育成を図ること、看護師の特定行為研修の質の担保を図るため、当該研修制度の趣旨及び内容等について、指導者講習会を企画・実施する者（指導者リーダー）の理解を促進し、効果的に指導者講習会を行うことのできる指導者リーダーの育成を図ること、看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者（看護師）、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態把握や課題の抽出・整理・分析等を実施することにより、特定行為研修制度の円滑な実施及び研修修了者の確保につなげること、指定研修機関の運営についてどのような取り組みが効率的により多くの修了者を養成できるかを検証し、特定行為研修修了者の確保を推進すること、指定研修機関の設置準備や運営を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ること、看護師の特定行為研修制度の円滑な実施、研修受講者の確保及び研修修了者の活躍推進を図るための方法等を検討する検討委員会を設置し、指定研修機関の情報共有や当該研修制度の普及・理解促進を目的とするシンポジウム等の開催やパンフレットの作成等を行う。また、効果的で利便性の高いポータルサイト運営のため、指定研修機関及び特定行為研修修了者からの情報収集や検討委員会での検討結果を踏まえ、ポータルサイトを設置・管理・運営すること、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について検証を行い、死因究明体制の充実、疾病予防、健康

長寿等の公衆衛生の向上に資すること、平成 26 年 6 月に閣議決定された死因究明等推進計画において、検案の実施体制の充実が求められていることから、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学を専門とする医師に相談出来る体制を構築し、死因統計の正確性の向上等に資すること、訪日外国人が日本で亡くなった場合や災害時、感染症流行時において死後変化の進行を防止するエンバーミングを行うに当たって、外国人の死体の取扱いのほか、災害や感染症対策に関する知識が必要となることから、厚生労働省においてエンバーミングを対象とした研修を実施し、公衆衛生の向上を図ること、「通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成 29 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 1 号厚生労働省医政局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）において、遠隔からの医師による死亡診断等がなされた全例について、厚生労働省において、原則として全例を把握し、適切に実施されているかどうかを検証することとされていることから、当事業で、医師による遠隔からの死亡診断等が実施された事例を検証するとともに、ガイドラインの見直しの議論を行い、死亡診断体制の充実を図ること、厚生労働省において開催された「統合医療」のあり方に関する検討会の提言を受けて、学術的観点から中立的立場で、「統合医療」に関連する情報を収集・評価・情報発信することのできる能力を有する第三者機関において、「統合医療」の研究成果の収集・評価や情報発信などの業務を行うこと、疾患登録システム（患者レジストリ。以下「レジストリ」という。）のうち、患者数が少なく治験が難しいこと等により、必ずしも医薬品、医療機器等の開発が円滑に進んでいない、希少疾病・難病領域及び小児領域等を対象に構築されたレジストリについて、同領域における医薬品等の開発等に資するための改修を支援することにより、当該同領域における医薬品等の開発等を促進しつつ、レジストリの利活用を促進すること、わが国において、小児領域における医薬品の開発が遅々として進んでいない状況を踏まえ、医療現場の優先順位リストをまとめ、製薬企業や製薬企業関連団体に開発の要望を行い支援することにより、医薬品の開発を促進し、わが国の保健医療の向上に資すること、高齢化の進展により、医療等を受けることなく孤独死する事例等の異状死の死体取扱数の増加が見込まれることや、大規模災害の発生時や感染症流行時に備えた多数遺体の検案体制の強化が重要であることから、死体検案業務の充実を図るため、検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に講習会を開催し、検案医の死体検案能力の向上を図ること、医師及び歯科医師に係る OSCE の公的化に向けて、試験内容・評価等を再検討し、それらに対応した認定評価者等を養成する経費等を支援し、OSCE の評価の精緻化・均てん化を図り、公的化した際の Student Dentist の質の担保につながることを、今後女性医師数が急増していくと予想される中、出産や育児により離職せざるを得ない状況を踏まえ、パートタイム勤務など女性医師等（女性

医師支援に資する育児等に参加する男性医師を含む。)がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進やキャリア形成の支援を図り、離職防止・再就業支援を行うことによって、医師確保対策に資すること、看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護師等の不足解消及び在宅医療の推進に寄与すること、経済連携協定等の趣旨に則り、受入れ施設において適切な就労・研修が行われることを確保することで、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れ実施のための環境を整備すること、日本の医療政策、社会保障制度等に関する有識者や医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れを通じて、日本の経験や技術の共有・移転や高品質な日本の医薬品・医療機器等の国際展開を推進し、相手国の公衆衛生水準の向上を図りつつ、日本及び途上国等の双方に好循環をもたらすこと、異状死等の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科等医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施するとともに、死亡時画像診断の有効性等の検証を行い、死因究明体制の充実を図ること、医療安全支援センターに寄せられる苦情及び相談等に適切に対応するため、相談員等に対し、専門的知識や技能に関する研修を行うとともに、教訓的事例等に関する調査・分析及び情報提供並びに全国医療安全支援センター協議会の設置による情報交換等を行うことにより、医療安全支援センターを総合的に支援すること、医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）が組織した支援団体等連絡協議会において、病院等の管理者が、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる標準的な取扱いについて意見交換を行うこと等を通じて、医療事故調査制度の運用の改善を図り、医療事故が発生した病院等の管理者が行う医療事故調査への支援を行うことにより医療の安全の確保に資することを目的とする。

（交付の対象）

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）医療施設運営費等補助金（都道府県等）

① へき地保健医療対策事業

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業（へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

(イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業（へき地診療所診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所の運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

エ. へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、(3) ①に掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

オ. 巡回診療航空機運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療航空機運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療航空機運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う巡回診療航空機運営事業に対して都道府県が補助する事業

カ. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯

科診療班派遣事業

キ. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業
- (イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

ク. へき地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）運行支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）で実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う患者輸送事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業

ケ. へき地診療所医師派遣強化事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行うへき地診療所医師派遣強化事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所医師派遣強化事業に対して都道府県が補助する事業

② 救急医療体制強化事業

ア. メディカルコントロール体制強化事業

昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が実施するメディカルコントロール体制強化事業

イ. 搬送困難事例受入医療機関支援事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業
- (イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う搬送困難事例受入医療機関支

援事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. Tele-ICU 体制整備促進事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う Tele-ICU 体制整備促進事業

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う Tele-ICU 体制整備促進事業
に対して、都道府県が補助する事業

エ. 病院救急車活用モデル事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う病院救急車活用モデル事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う病院救急車
活用モデル事業に対して、都道府県が補助する事業

③ 災害医療対策事業

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害
医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」
という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震
化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援

(イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等参加支
援事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. DMA T 活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 被災都道府県が行う DMA T 活動支援事業に係る調整・支援

(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者
が行う DMA T 活動支援事業に都道府県が補助する事業

エ. DMA T 訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行う DMA T
訓練事業

オ. DPAT 養成支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県及び政令市（指
定都市に限る。）が実施する DPAT 養成支援事業

④ 産科医療確保事業

ア. 産科医療機関確保事業

平成 21 年 4 月 1 日医政発第 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業実施要綱」（以下「産科医療確保事業実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 産科医療を担う産科医等の確保事業

「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う産科医療を担う産科医等の確保事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者が行う産科医療を担う産科医等の確保事業に対して、都道府県が補助する事業

⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業に対して都道府県が補助する事業

⑥ 医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業

平成 30 年 3 月 29 日医政発 0329 第 16 号厚生労働省医政局長通知「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業の実施について」の別紙「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校

法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業に対して都道府県が補助する事業

⑦ 8020運動・口腔保健推進事業

ア. 8020運動推進特別事業

平成27年4月10日医政発0410第23号厚生労働省医政局長通知「8020運動・口腔保健推進事業の実施について」の別紙「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」（以下「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が行う8020運動推進特別事業

イ. 都道府県等口腔保健推進事業

(ア) 口腔保健支援センター設置推進事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業

(イ) 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村、特別区が行う歯科疾患予防事業及び都道府県、政令市、特別区が行う食育推進等口腔機能維持向上事業

(ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

(エ) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業

(オ) 歯科口腔保健推進体制強化事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき市町村（政令市を除く。）が行う歯科口腔保健推進体制強化事業

(カ) 歯科口腔保健調査研究事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市、特別区が行う歯科口腔保健調査研究事業

(キ) 多職種連携等調査研究事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う多職種連携等調査研究事業

⑧ 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業

平成 15 年 4 月 4 日医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」の別添「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が実施する歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業

⑨ 専門医認定支援事業

ア. 平成 26 年 6 月 20 日医政発 0620 第 6 号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」（以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う専門研修プログラムの策定

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門研修プログラムの策定に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 都道府県が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等

(エ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業

(オ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、都道府県が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等

(カ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業

(キ) 都道府県が行うへき地・離島等における総合診療研修

(ク) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島等における総合診療研修に対して都道府県が補助する事業

イ. 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき都道府県が行う新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

⑩ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

令和元年 8 月 20 日医政発 0820 第 5 号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱（以下「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」という。）に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

- ⑪ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業
「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業
- ⑫ 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業
令和2年7月9日医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」の別紙「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業
- (ア) 都道府県が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に対して都道府県が補助する事業
- ⑬ 異状死死因究明支援事業
平成22年3月31日医政発0331第18号厚生労働省医政局長通知「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業
- ⑭ 感染症指定医療機関運営事業
- ア. 特定感染症指定医療機関運営事業
感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業
- イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業
感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業
- (ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業
- (イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業
- ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業
感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床

に限る。)

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第 60 条第 2 項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

(2) 医療施設運営費等補助金（公募）

① ㊦8000 情報収集分析事業

別に定める「令和 2 年度㊦8000 情報収集分析事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う㊦8000 情報収集分析事業

② 歯科医療関係者感染症予防講習会

平成 20 年 4 月 3 日医政発第 0403017 号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科関係者講習会実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科医療関係者感染症予防講習会

③ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

平成 29 年 4 月 28 日医政発 0428 第 14 号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科補てつ物制作過程等の情報提供推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

④ 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

平成 29 年 4 月 28 日医政発 0428 第 16 号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

⑤ 歯科技工士の人材確保対策事業

令和 2 年 6 月 22 日医政発 0622 第 6 号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科技工士の人材確保対策事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科技工士の人材確保対策事業

⑥ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

令和 3 年 3 月 31 日医政発 0331 第 49 号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

⑦ 実践的な手術手技向上研修事業

令和3年8月30日医政発0830第3号厚生労働省医政局長通知の別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業

⑧ 女性医療職等の働き方支援事業

令和3年8月30日医政発0830第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医療職等の働き方支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う女性医療職等の働き方支援事業

⑨ 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

⑩ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

ア. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う次の事業

(ア) イ.の事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施

(イ) イ.の事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集、分析及び活用

(ウ) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（平成31年3月26日医政総発0326第3号、観参発800号厚生労働省医政局総務課長及び観光庁外客受入担当参事官連名通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき選出された医療機関。以下「拠点的な医療機関」という。）の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言

イ. 拠点的な医療機関が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業

(ア) 拠点的な医療機関として医療通訳者を配置する事業

(イ) 拠点的な医療機関として外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する事業

⑪ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣

が適当と認める者が実施する団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

⑫ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業

令和3年6月15日医政発0615第14号厚生労働省医政局長通知「令和3年度WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施団体の選定及び実施について」の別添「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施するWHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業

⑬ 日露医療協力推進事業

令和3年5月20日医政発0520第6号厚生労働省医政局長通知「令和3年度日露医療協力推進事業の実施について」の別添「令和3年度日露医療協力推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う日露医療協力推進事業

⑭ 医療の質向上のための体制整備事業

令和3年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知「医療の質向上のための体制整備事業の実施者について」の別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業

⑮ 臨床効果データベース整備事業

平成27年3月26日医政発0326第8号厚生労働省医政局長通知「臨床効果データベース整備事業の実施について」の別添「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床効果データベース整備事業

⑯ 補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和3年4月1日医政発0401第7号厚生労働省医政局長通知の別紙「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業

⑰ 特定機能病院管理者研修事業

令和2年6月5日医政発0605第1号厚生労働省医政局長通知の別添「特定機能病院管理者研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める

者が行う特定機能病院管理者研修事業

⑱ 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業

令和3年4月21日医政発0421第11号厚生労働省医政局長通知別添「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業

⑲ 看護教員等養成支援事業（通信制教育）

別に定める「看護教員養成支援事業（通信制教育）実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護教員等養成支援事業（通信制教育）

⑳ ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

別に定める「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

㉑ 看護職員確保対策特別事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護職員確保対策特別事業

㉒ 外国人看護師候補者学習支援事業

別に定める「外国人看護師候補者学習支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人看護師候補者学習支援事業

㉓ 看護業務効率化先進事例収集・周知事業

別に定める「看護業務効率化先進事例収集・周知事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護業務効率化先進事例収集・周知事業

㉔ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

ア．看護師の特定行為に係る指導者育成事業

別に定める「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為

に係る指導者育成事業

イ. 看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業

別に定める「看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業

ウ. 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

別に定める「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

②⑤ 看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業

別に定める「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業

②⑥ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

②⑦ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

②⑧ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

別に定める「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

②⑨ かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業

令和3年7月15日医政発 0715 第1号厚生労働省医政局長通知の別添「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行うかかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業

③⑩ 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

令和3年3月24日医政発 0324 第13号厚生労働省医政局長通知の別紙「異

状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

⑳ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和3年3月26日医政発0326第19号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業

㉑ 認定エンバーマー養成研修事業

令和3年7月14日医政発0714第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業

㉒ 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業

令和3年3月26日医政発0326第21号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業

㉓ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業

令和2年4月1日医政発0401第21号厚生労働省医政局長通知の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業

㉔ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業

平成30年5月24日医政発0524第7号厚生労働省医政局長通知「平成30年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の実施者について」の別添「特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業

㉕ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

令和3年5月19日医政発0519第15号及び令和3年9月15日医政発0915第5号厚生労働省医政局長通知「クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の実施者について」の別添「クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）推進支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援

事業

③⑦ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

令和3年3月30日医政発0330第7号厚生労働省医政局長通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事業の実施者について」の別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する小児医薬品開発ネットワーク支援事業

(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）

① へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

② 専門医に関する情報データベース作成等事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本専門医機構が行う専門医に関する情報データベース作成等事業

③ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業

令和2年7月8日医政発0708第1号厚生労働省医政局長通知「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の実施について」の別紙「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う医師に係る OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業

④ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

令和3年5月17日医政発0517第2号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係る OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

⑤ 死体検案講習会事業

令和3年年11月17日医政発1117第1号厚生労働省医政局長通知「死体検案講習会委託事業の実施について」の別紙「死体検案講習会委託事業実施要

綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う死体検案講習会事業

⑥ 女性医師支援センター事業

令和2年8月5日医政発0805第3号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業

⑦ 中央ナースセンター事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、公益社団法人日本看護協会が行う中央ナースセンター事業

⑧ 外国人看護師受入支援事業

令和2年6月22日医政発0622第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「外国人看護師受入支援事業実施要綱」に基づき、公益社団法人国際厚生事業団が行う外国人看護師受入支援事業

⑨ 医療技術等国際展開推進事業

平成27年4月9日医政発0409第31号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う医療技術等国際展開推進事業

⑩ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

令和2年4月1日医政発0401第35号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

⑪ 死亡時画像読影技術等向上研修事業

平成31年4月9日医政発0409第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「死亡時画像読影技術等向上研修事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う死亡時画像読影技術等向上研修事業

⑫ 医療安全支援センター総合支援事業

平成30年3月30日医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知の別添「医療安全支援センター総合支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人医療の質・安全学会が行う医療安全支援センター総合支援事業

⑬ 医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業

平成 30 年 3 月 30 日医政発 0330 第 29 号厚生労働省医政局長通知の別添「医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業

⑭ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成 16 年 5 月 25 日医政発 0525008 号厚生労働省医政局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 産科医療補償制度運営事業

平成 20 年 5 月 15 日医政発第 0515013 号厚生労働省医政局長通知「産科医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

ウ. 医療事故調査・支援センター運営事業

平成 27 年 8 月 20 日医政発 0820 第 1 号厚生労働省医政局長通知「医療事故調査・支援センター運営事業の実施について」の別添「医療事故調査・支援センター運営事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う医療事故調査・支援センター運営事業

⑮ 臨床研究総合促進事業

ア. 令和 3 年 10 月 12 日医政発 1012 第 1 号厚生労働省医政局長通知「臨床研究総合促進事業の実施について」の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」（以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。）に基づき、臨床研究中核病院等（以下、「拠点」という。）が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム

イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、拠点が行う先進医療等実用化促進プログラム

(4) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)

①へき地保健医療対策事業の交付額は、次のアからケにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア へき地医療支援機構運営事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
担当官経費	<p>1 か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1) へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(ア) 12,548,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p> <p>(2) へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(イ) へき地医療支援機構活動年間延日数(12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間/8時間)が ア 54日以上</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所(以下「へき地診療所等」という。)及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院(以下「特例措置許可病院」という。)への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 社会保険料 委託費</p>

	<p>3,849,000円</p> <p>イ 36日以上 54日未満</p> <p>2,566,000円</p> <p>ウ 36日未満</p> <p>1,283,000円</p> <p>(3)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(ウ)</p> <p>4,276,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	
代診等担当 医師経費	<p>次により算出された額</p> <p>へき地医療支援機構勤務年間延日数×71,000円</p> <p>ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間/8を乗じて得た額とする。</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>報償費</p> <p>社会保険料</p> <p>委託費</p>
運営経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策等実施要綱の1</p> <p>(3)アの(ア)</p> <p>6,801,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	<p>へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当(非常勤)</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>会議費</p>

	<p>(2)へき地保健医療対策等実施要綱の1 (3)アの(イ) 6,050,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、 基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>社会保険料（非常勤） 委託費 都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合にあっては次に掲げる経費 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費</p>
協議会経費	<p>年額 511,000円</p>	<p>へき地保健医療対策に関する協議会の運営に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金（協議会出席謝金） 旅費（協議会出席旅費、連絡旅費） 社会保険料（非常勤） 雑役務費</p>
事業協力経費	<p>事業協力病院1か所当たり次により算出された額の合算額 へき地診療所等及び特例措置許可病院1か所ごとに派遣した期間が 1. 年間9月以上 588,000円 2. 年間6月以上9月未満 392,000円 3. 年間3月以上6月未満 196,000円</p>	<p>事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費 報償費 委託費 負担金、補助及び交付金</p>
代替医師雇上経費	<p>次により算出された額 代替医師雇上日数 ×日額 27,000円 ただし、雇上時間が8</p>	<p>事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当</p>

	時間に満たない場合は、 上記金額に雇上時間／8 を乗じて得た額とする。	報償費 社会保険料（非常勤） 委託費 負担金、補助及び交付金
振興経費	1 県当たり年額 ・ 直接運営の場合 2,670,000円 ・ 委託運営の場合 2,884,000円	へき地に勤務しようとする医師等の 就職の紹介等事業に必要な次に掲げる 経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費
ドクタープ ール関係経費	登録医師一人あたり 月額 109,000円	専任担当官の指示で代診業務及び専 任担当官の補助を実施する医師を事前 に確保する事業に必要な次に掲げる経 費 諸謝金
キャリア形成 育成支援経費	年額 10,893,000円	へき地診療所で勤務した医師を、本 人の希望等に基づき大学や総合病院等 に派遣する事業に必要な経費 職員基本給 職員諸手当 社会保険料

イ へき地医療拠点病院運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄

に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	<p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 光熱水料 借料及び損料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 燃料費 委託費 公課費</p>
研究費	1 か所当たり次に定める額	学会出席に必要な次に掲げる

	<p>(1) 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 310,000円</p> <p>(3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円</p>	<p>経費 旅費 (学会出席旅費)</p>
研修費	1回当たり 56,000円	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費</p>
医療費	医療に要した実支出額	<p>医療に必要な次に掲げる経費 備品費 (単価50万円未満の医療用に限る。) 材料費 (医薬品費、診療材料費) 雑役務費 (医療機器修繕料)</p>
伝送装置経費	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像等伝送装置</p> <p>ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円) ×稼動月数</p> <p>イ. へき地診療所診療支援システム (456,400円+38,210円) ×導入へき地診療所数 ×稼動月数</p>	<p>静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費 (へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。) 備品費 (単価50万円未満に限る。) 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 (修繕料等) 委託費 (上記に掲げる経費に</p>

		該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。 。)
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1 か所当たり 2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く） 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 社会保険料

ウ ヘき地診療所運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計

額を交付額とする。

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ア. 診療日数1～129日 6,200,000円+(71,000円×実診療日数)</p> <p>イ. 診療日数130～259日 6,200,000円+(77,000円×実診療日数)</p> <p>ウ. 診療日数260日以上 6,200,000円+(87,000円×実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数</p>	<p>へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価50万円未満に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 光熱水料 借料及び損料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託費</p>

研究費	1 か所当たり (1) 診療日数 1～129日 65,000円 (2) 診療日数 130～259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費） 備品費（医学用図書雑誌、単価50万円未満の研究用備品に限る。） 材料費（医学研究用材料）
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の医療用に限る。） 材料費（医薬品費、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料） 委託費（診療のための検査委託料）
伝送装置経費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 37,290円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 297,430円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の庁用器具に限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等）

エ ヘき地巡回診療車（船）運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (ウ) 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 材料費(医薬品費、診療材料費) 印刷製本費 社会保険料 雑役務費(修繕料等) 燃料費 委託費
区 分	単 価 (円)	
巡回診療車	58,000	
歯科巡回診療車	63,000	
巡回診療船	厚生労働大臣に協議して定めた額	

オ 巡回診療航空機運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同

組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。(ただし、不測の事態により都道府県の予算計上額が不足するなどやむを得ないと厚生労働大臣が認める場合はbにより選定された額に2分の1を乗じた額と、都道府県が補助した額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする)とを比較して少ない方の額を交付額とする。)
- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。(ただし、不測の事態により都道府県の予算計上額が不足するなどやむを得ないと厚生労働大臣が認める場合はbにより選定された額に2分の1を乗じた額と、都道府県が補助した額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする)とを比較して少ない方の額を交付額とする。)

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1 事業当たり次により算出された額</p> <p style="text-align: center;">巡回診療実施回数×1,210,000円</p>	<p>巡回診療航空機の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>借料及び損料</p> <p>消耗品費</p>

	材料費（医薬品費、診療材料費） 社会保険料 雑役務費（修繕料等） 燃料費 委託費
--	--

カ 離島歯科診療班派遣事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 789,000円 (2) 近接型離島 141,000円 ただし、派遣日数は次のとおりとする。 (1) 遠隔型 8日間以上 (2) 近接型 2日間以上	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 印刷製本費 社会保険料 雑役務費（修繕料） 燃料費 委託費

キ へき地保健指導所運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費										
給与費	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 職員基本給等 1か所当たり 4,641,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>単価（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	級地区分	単価（円）	1級地	10,340	2級地	8,800	3級地	8,600	4級地	7,360	<p>へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。） 社会保険料</p>
級地区分	単価（円）											
1級地	10,340											
2級地	8,800											
3級地	8,600											
4級地	7,360											
保健指導事業費	<p>1か所当たり 342,000円</p> <p>ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費 消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>										

	とする。	印刷製本費 光熱水料 雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 燃料費
伝送装置経費	1 か所当たり次により算出された額 8,700円+2,390円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。	伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の伝送装置用に限る。） 消耗品費 通信運搬費 雑役務費（修繕料）

ク ヘキ地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（ヘキ地患者輸送航空機）
運行支援事業

（ア）都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

（イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（ウ）病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1 事業当たり次により算出された額</p> <p>(1) 患者輸送車 1 か所当たり 765,000円</p> <p>(2) 患者輸送艇 1 か所当たり 1,289,000円</p> <p>(3) 患者輸送航空機 1 回当たり 3,092,000円</p> <p>ただし、実施都道府県内において機体の確保が困難であると厚生労働大臣が認める場合は飛行時間1時間あたり812,000円を限度として厚生労働大臣の認めた額を加算する。</p>	<p>へき地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）の運行に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費（修繕料） 燃料費 委託費</p>

ケ へき地診療所医師派遣強化事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を選定する。
- c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方

の額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり次により算出された額	へき地診療所医師派遣強化事業に必要な次に掲げる経費
医師 61,000円×延日数	職員基本給
その他 25,000円×延日数	職員諸手当
	旅費
	社会保険料

②救急医療体制強化事業の交付額は、次のアからエにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア メディカルコントロール体制強化事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所あたり	メディカルコントロール体制強化事業に必要な次に掲げる経費
43,918千円	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	報償費
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	損害保険料

	社会保険料 雑役務費（広報経費） 研修費 委託費
--	-----------------------------------

イ 搬送困難事例受入医療機関支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
必ず救急患者を受け入れる受入医療機関	1 医療機関あたり、 76,285千円 ※対象となる医療機関について、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、 ・都道府県が実施する事業 $\text{上記基準額} \times \text{都道府県が行う事業の対象となる医療機関数} / \text{全対象医療機関数}$ ・都道府県が補助する事業 $\text{上記基準額} \times \text{都道府県が補助する事業の対象となる医療機関数} / \text{全対象医療機関数}$	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 報償費 旅費 備品費（医療機器等） 消耗品費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 自動車維持費 燃料費

	でそれぞれ算出	空床確保経費（1日 当たり入院患者収益 ×事業日数×空床数）
一時的であつても救急患者を受け入れる受入医療機関	1 医療機関あたり、 12,621千円 ※対象となる医療機関について、 都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、 ・都道府県が実施する事業 上記基準額×都道府県が行う事業の対象となる医療機関数 ／全対象医療機関数 ・都道府県が補助する事業 上記基準額×都道府県が補助する事業の対象となる医療機関数 ／全対象医療機関数 でそれぞれ算出	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 報償費 旅費 備品費（医療機器等） 消耗品費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 自動車維持費 燃料費

ウ Tele-ICU 体制整備促進事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された	職員基本給

<p>額の合算額</p> <p>(1) 支援側医療機関 45, 859 千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 6, 000 千円</p> <p>※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	<p>職員諸手当 通信運搬費 雑役務費 社会保険料 委託費（システム運用費、システム保守経費）</p> <p>※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。</p> <p>通信運搬費 雑役務費 委託費（システム保守経費）</p>
--	--

エ 病院救急車活用モデル事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1か所あたり 11, 253 千円</p>	<p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 通信運搬費 会議費 備品費（単価 50 万円（民間団体にあ</p>

	っては 30 万円) 未満の備品に限 る。)
	借料及び損料 社会保険料 自動車維持費 燃料費 委託費

③災害医療対策事業の交付額は次のアからオにより算出された額の合計額とする。
 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てる
 ものとする。

ア 医療施設耐震化促進事業

(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額と
 を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除
 した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額と、都道府県が
 補助した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を
 交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,600千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

イ 防災訓練等参加支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額
 とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し
 た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額
 とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し
 た額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を
 交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費 旅費 通信運搬費 借料及び損料 燃料費

ウ DMA T活動支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMA Tの活動に必要な次に掲げる経費 旅費 消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 通信運搬費 借料及び損料 燃料費 食糧費

エ DMA T訓練事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除

した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
625千円	DMA T 訓練事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料等）

オ DPAT 養成支援事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認める額	職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 雑役務費 備品費（単価50万円未満の備品に限る。） 保険料（損害保険料等） 社会保険料（非常勤） 委託費

④産科医療確保事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨

てるものとする。

ア 産科医療機関確保事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	職員基本給
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月未満 15,207千円	職員諸手当
(3) 分娩取扱期間 年間6月未満 7,603千円	諸謝金
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	社会保険料

イ 産科医療を担う産科医等の確保事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と

を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする。）とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり240人日までは、4,882千円（以降、240人日ごとに4,882千円を加算）	産科医療を担う産科医等の確保事業に必要な次に掲げる経費 旅費 職員諸手当（派遣日数に応じて支給される手当）

⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所あたり (1) 支援側医療機関 22,359千円 (2) 依頼側医療機関 1,243千円	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当

<p>※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>非常勤職員手当 社会保険料 雑役務費 委託費（システム運用経費、システム保守経費）</p> <p>※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。 雑役務費、委託費（システム運用経費、システム保守経費）</p>
--	---

⑥医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費</p>

	消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

⑦ 8020 運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 8020 運動推進特別事業

(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,137 千円	8020 運動推進特別事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費（広告料） 委託費（データの集計業務及び上記に該当するもの（備品費を除く。））

イ 都道府県等口腔保健推進事業

(ア) 口腔保健支援センター設置推進事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,233 千円	口腔保健支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 社会保険料

(イ) 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,000 千円	歯科疾患予防事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料

	委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
1,000 千円	食育推進等口腔機能維持向上事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,137 千円	歯科保健医療サービス提供困難者への 歯科保健医療推進事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(エ) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを

比較して少ない方の額を選定する。

- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,550 千円	歯科保健医療サービス提供困難者への 歯科医療技術者養成事業に必要な次に掲 げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 委託費（上記に掲げる経費に該当する もの。）

(オ) 歯科口腔保健推進体制強化事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,057 千円	歯科口腔保健推進体制強化事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費

	会議費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---------------------------------------

(カ) 歯科口腔保健調査研究事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,197 千円	歯科口腔保健調査研究事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(キ) 多職種連携等調査研究事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,158 千円	多職種連携等調査研究事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費

	通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

⑧ 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
1 か所あたり	4,198 千円	歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑨ 専門医認定支援事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 研修医療機関に対する指導医の派遣等

(ア) 都道府県が行う事業

a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする。）とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3の(1)⑨ア.(ア)及び(イ)に定める事業 1プログラム当たり 1,814千円	専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
交付要綱3の(1)⑨ア.(ウ)～(カ)に定める事業 1か所あたり 3,561千円 (産科・小児科の場合) 1か所あたり 5,135千円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。	指導医の派遣等（代替医師雇上及び出張指導）に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料
交付要綱3の(1)⑨ア.(キ)及び(ク)に定める事業 1か所あたり(往復分) 322千円	へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費 旅費

イ 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3の(1)⑨イ.に定める事業 1 都道府県当たり 2,680千円	新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 会議費 借料及び損料 雑役務費 委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)

⑩地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
協議会経費	3,034千円	地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料

調査及び周知・広報に要する経費	4,034 千円	地域における外国人患者受入れ体制整備等の協議に必要な調査及び周知・広報に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 雑役務費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
-----------------	----------	---

⑪医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 消耗品費 備品費（図書） 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費

委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑫認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
研修受講経費	認定を受けた医師1人当たり 次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000円×勤務月数 県外12,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 旅費 雑役務費（研修受講料）
専門書購入経費	認定を受けた医師1人当たり 54,000円	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 備品費（図書）
他病院勤務経費	認定を受けた医師1人当たり 県内 4,000円×勤務月数 県外24,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 旅費

⑬異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

る。

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
行政解剖又は死亡時画像診断等の検査の実施に要する経費	<p>1 か所あたり次の(1) (2)により算出された額の合計額</p> <p>※ただし、1 か所当たり60,000千円を上限とする</p> <p>(1) 事務局経費 2,142千円</p> <p>(2) 行政解剖又は死亡時画像診断等の検査実施経費</p> <p>ア. 行政解剖 200,000円×実施件数</p> <p>イ. 死亡時画像診断 54,000円×実施件数</p> <p>ウ. PCR検査費用 10,000円×実施件数</p> <p>エ. 薬毒物検査 80,000円×実施件数</p>	<p>行政解剖又は死亡時画像診断等の検査の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当(非常勤)</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>会議費</p> <p>社会保険料(非常勤)</p> <p>雑役務費(解剖経費、死亡時画像診断等の検査経費)</p> <p>委託費(上記に掲げる経費に該当するもの)</p>
協議会経費	<p>1回あたり 340千円×開催回数</p> <p>※ただし、1か所あたり1,019千円を上限額とする。</p>	<p>死因究明に関する協議会の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p>

		借料及び損料 会議費 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）
--	--	---

⑭感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 特定感染症指定医療機関運営事業

(ア) ．次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり 年額7,950千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p>	<p>特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。）</p> <p>消耗品費</p> <p>材料費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>光熱水料</p> <p>借料及び損料</p> <p>保険料（火災保険料、医療機関賠償責任保険料等）</p> <p>雑役務費（修繕費、手数料等）</p> <p>燃料費</p> <p>委託費</p>

イ 第一種感染症指定医療機関運営事業

(ア) 都道府県の行う事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収

入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1床当たりの年額6,294千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選

定する。

- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
陰圧設備のある医療機関	1床当たりの年額2,052千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費
陰圧設備のない医療機関	1床当たりの年額1,575千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費

		委託費
--	--	-----

(2) 医療施設運営費等補助金（公募）

- ① #8000 情報収集分析事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
31,693千円	#8000情報収集分析事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ② 歯科医療関係者感染症予防講習会の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

8,173千円	歯科医療関係者感染症予防講習会に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 備品費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 雑役務費
---------	--

③歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,381千円	歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費

④歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業</p> <p>3,117千円</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当（非常勤）</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>会議費</p> <p>社会保険料</p>
<p>歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業</p> <p>以下により算定した合計額</p> <p>初度整備：36,928千円</p> <p>運営事業：研修延べ日数×58,800円</p> <p>ただし、研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数8日を上限とする。</p> <p>歯科衛生士卒後フォローアップ研修：研修延べ日数×40,620円</p> <p>ただし、フォローアップ研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数4日を上限とする。</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費</p>
<p>歯科衛生士技術修練部門運営事業</p> <p>本事業の実施年数に応じて以下により算定した額</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p>

<p>1年目：研修延べ日数×49,520円 2年目：研修延べ日数×39,620円 3年目：研修延べ日数×24,760円 4年目：研修延べ日数×14,850円 5年目：研修延べ日数×9,900円</p> <p>ただし、研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。</p> <p>歯科衛生士卒後フォローアップ研修：研修延べ日数×40,620円</p> <p>ただし、フォローアップ研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数4日を上限とする。</p> <p>また、5年目については、歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業を実施していない団体に限る</p>	<p>非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費</p>
---	--

⑤ 歯科技工士の人材確保対策事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>歯科技工士技術修練部門初度整備・運営事業</p> <p style="text-align: center;">15,752千円</p>	<p>歯科技工士の人材確保対策事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費</p>

	備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
歯科技工士技術修練部門運営事業 10,490千円	歯科技工士の人材確保対策事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑥総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
57,300千円	総合的な診療能力を持つ医師養成の推

	進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

- ⑦実践的な手術手技向上研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
7,108千円	実践的な手術手技向上研修事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤）

	雑役務費
--	------

⑧女性医療職等の働き方支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
6,477千円	女性医療職等の働き方支援事業に必要な次に掲げる経費 事業実施に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費

⑨外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,514千円	外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 社会保険料 雑役務費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑩医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
9,074千円	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書）

	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）
--	--

イ．拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額と厚生労働大臣が適当と認める者が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
87,456千円	職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料

⑪ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ．アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	団体契約を通じた電話医療通訳の利用 促進事業に必要な次に掲げる経費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（電話通訳料等） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑫WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を乗じた額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	WHO事前認証及び推奨の取得並びに 途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進 事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費

	社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--

⑬日露医療協力推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	日露医療協力推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記経費に該当するものに限る。）

⑭医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
47,629 千円	医療の質向上のための体制整備事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（単価 30 万円未満の備品に限る。） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 雑役務費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑮臨床効果データベース整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床効果データベース整備事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当

	非常勤職員手当 諸謝金 備品費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）
--	--

⑯補聴器販売者の技能向上研修等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ．アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
40,540千円	補聴器販売者の技能向上研修等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑰特定機能病院管理者研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,428千円	特定機能病院管理者研修事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑱病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
16,513千円	病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費

	印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費
--	---

⑱看護教員等養成支援事業（通信制教育）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ．アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,111千円	看護教員等養成支援事業（通信制教育）に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 消耗品費 印刷製本費 旅費 会議費 通信運搬費 備品費 委託費 借料及び損料 雑役務費 社会保険料

⑳ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費

②看護職員確保対策特別事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費

	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費
--	--

②外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
103,640千円	外国人看護師候補者学習支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 社会保険料 借料及び損料 会議費 雑役務費

③看護業務効率化先進事例収集・周知事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てる

ものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
26,821千円	看護業務効率化先進事例収集・周知事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

②④看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護師の特定行為に係る指導者育成等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当

	諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費
--	--

②⑤ 看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

②⑥看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1施設あたり 2,474千円 (ただし、就労継続型体制構築支援を行う場合は1施設あたり164千円を加算する。)</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費</p>

②⑦看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>次により算定した合計額 ただし、対象となる施設は平成30年度以降に特定行為研修を開始した施</p>	<p>看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業に必要な次に掲げる経費</p>

設とし、平成30年度中に特定行為研修を開始した施設は、合計額に 0.5 を乗じた額とする。

1. 指導者経費

- ア 1以上8未満の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合
5,175円×研修時間数
- イ 8以上15未満の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合
5,750円×研修時間数
- ウ 15以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合
6,325円×研修時間数

2. 事務職員経費

- 1施設あたり 298,000円

3. 消耗品経費

- 1施設あたり 540,000円

4. eラーニング体制整備経費

- 研修受講者が、就労を継続しながら研修を受講できるよう、講義又は演習を通信によって受講できる体制を整備する場合
- 1施設あたり 725,500円

1. 指導者経費

- 職員基本給
- 職員諸手当
- 諸謝金
- 社会保険料

2. 事務職員経費

- 職員基本給
- 職員諸手当
- 非常勤職員手当
- 社会保険料

3. 消耗品経費

- 消耗品費

4. eラーニング体制整備経費

- eラーニング実施のための協議、検討するために必要な次に掲げる経費
- 職員諸手当（非常勤）
 - 非常勤職員手当
 - 諸謝金
 - 旅費
 - 会議費
 - 社会保険料（非常勤）

<p>5. 代替職員確保支援体制整備経費 研修受講者の所属先の医療機関等 が、当該受講者の研修受講中に代 替職員を確保できるよう、交代要 員を紹介するためのコーディネー ターを指定研修機関に設置してい る場合 1 施設あたり 104,000円</p> <p>6. 診療の補助行為技術向上体制整 備経費 特定行為に相当する診療の補助行為 (手順書によらない場合)を適切に 行うための研修を地域において実施 している場合 1 施設あたり 187,000円</p> <p>7. 訪問看護ステーション等研修支 援経費 協力施設(※)と連携協力して特定 行為研修を行う場合であって、当該 協力施設において、特定行為研修に 係る講義、演習又は実習を実施して いる場合 1 日あたり 11,800円</p> <p>(※) 対象となる協力施設は訪問看 護ステーション、介護施設及び診療 所に限る。 (注) 交付額は、調整の上決定する こともあり得ること。</p>	<p>5. 代替職員確保支援体制整備経費 諸謝金 旅費</p> <p>6. 診療の補助行為技術向上体制整備 経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 備品費(図書) 消耗品費 印刷製本費 社会保険料</p> <p>7. 訪問看護ステーション等研修支援 経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料</p>
---	---

⑳看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
11,685千円	看護師の特定行為に係る研修機関拡充 支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

㉑かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
45,614千円	かかりつけ医機能の強化・活用にか

	かる調査・普及事業に必要な次に掲げる経費 賃金 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

⑩異状死死因究明支援事業等に関する検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ．アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
30,266千円	異状死死因究明支援事業等に関する検証事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費

	社会保険料 雑役務費
--	---------------

③死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
36,498千円	死体検案医を対象とした死体検案相談事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 備品費（図書） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費

④認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,087千円	認定エンバーマー養成研修事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤）

	非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料（非常勤） 雑役務費
--	--

③③情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,772千円	情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 雑役務費

③④「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,499千円	「統合医療」に係る情報発信等推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる対象経費に限る。）

③⑤特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当

	諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費
--	--

③⑥ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
31,491千円	クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 社会保険料 備品費（レジストリ改修に係るものに限る） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

③⑦ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
19,991千円	小児医薬品開発ネットワーク支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 会場借料費 通信運搬費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）

①へき地巡回診療車（船）運営事業は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣に協議して定めた額	へき地巡回診療船の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費

	材料費（医薬品費、診療材料費） 印刷製本費 社会保険料 雑役務費（修繕料等） 燃料費 委託費
--	---

②専門医に関する情報データベース作成等の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
361,616千円	専門医に関する情報データベース作成等に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（専攻医の適正配置のためのシステム構築に係るものに限る） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

③OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
292,893千円	OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

④OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
67,526千円	OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当

	諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費
--	---

⑤死体検案講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
19,526千円	死体検案講習会事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 委託費

⑥女性医師支援センター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
140,629千円	女性医師支援センター事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ⑦中央ナースセンター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
中央ナースセンターの運営に要する経費	390,183千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費

		借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務就業準備金	1人あたり 30千円×就業人数	諸謝金

- ⑧外国人看護師受入支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
62,494千円	外国人看護師受入支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 児童手当拠出金 雑役務費

⑨医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とす。

1. 基準額	2. 対象経費
440,484千円	医療技術等国際展開推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 備品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 子ども・子育て拠出金 雑役務費 委託費

⑩歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
7,696千円	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 借料及び損料 会議費 印刷製本費 通信運搬費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に限る。 ）

⑪死亡時画像読影技術等向上研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
11,235千円	死亡時画像読影技術等向上研修事業 に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料

	会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費
--	----------------------------------

⑫医療安全支援センター総合支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
23,192千円	医療安全支援センター総合支援事業 に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑬医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
89,375千円	医療事故調査等支援団体等連絡協議 会運営事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑭医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 医療事故情報収集等事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
93,748千円	医療事故情報収集等の事業に必要な 次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費

	通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費
--	--

イ 産科医療補償制度運営事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
100,581千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費

ウ 医療事故調査・支援センター運営事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
753,934千円	医療事故調査・支援センターの運営等に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ⑮臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費			
臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム	4,500千円×開催回数 ※ただし、その他の役割担う場合には下表金額（単位：千円）をそれぞれ加算する。 <table border="1" data-bbox="507 1944 895 1995"> <tr> <td>医師研修</td> <td>OJT</td> <td>7,000</td> </tr> </table>	医師研修	OJT	7,000	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万
医師研修	OJT	7,000			

	とりまとめ	6,000	円未満に限る。) 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費
上級 CRC 研修	とりまとめ	6,000	
委員研修	とりまとめ	6,000	
DM 研修	とりまとめ	6,000	
QM 研修	とりまとめ	6,000	
モニター研修	とりまとめ	6,000	
監査研修	とりまとめ	6,000	
先進研修	とりまとめ	6,000	
先進医療等実用化促進プログラム	1 機関あたり、9,625 千円		職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 備品費 (単価 50 万円 (民間団体にあつては 30 万円) 未満に限る。) 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費

(4) 中毒情報センター情報基盤整備事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) による選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,995 千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び 24 時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費

	職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料（非常勤） 燃料費 委託費（集計及び入力のための委託費）
--	--

（交付決定の下限）

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（別表）

事業名	下限額
(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）	
① へき地保健医療対策事業等	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372千円
キ. へき地保健指導所運営事業	205千円
③ 災害医療対策事業等	150千円
ア. 医療施設耐震化促進事業	
⑭ 感染症指定医療機関運営事業	42千円

（交付の条件）

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別 表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	<p>(1) 医療施設運営費等補助金 (都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none">① へき地保健医療対策事業② 救急医療体制強化事業③ 災害医療対策事業④ 産科医療確保事業⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業⑥ 医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業⑦ 8020運動・口腔保健推進事業⑧ 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業⑨ 専門医認定支援事業⑩ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業⑪ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業⑫ 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業 <p>(2) 医療施設運営費等補助金 (公募)</p> <ul style="list-style-type: none">① #8000情報収集分析事業② 歯科医療関係者感染症予防講習会③ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業④ 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業⑤ 歯科技工士の人材確保対策事業⑥ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業⑦ 実践的な手術手技向上研修事業⑧ 女性医療職等の働き方支援事業⑨ 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業⑩ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 ⑫ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業 ⑬ 日露医療協力推進事業 ⑭ 医療の質向上のための体制整備事業 ⑮ 臨床効果データベース整備事業 ⑯ 補聴器販売者の技能向上研修等事業 ⑰ 特定機能病院管理者研修事業 ⑱ 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業 ⑲ 看護教員等養成支援事業（通信制教育） ⑳ ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 ㉑ 看護職員確保対策特別事業 ㉒ 外国人看護師候補者学習支援事業 ㉓ 看護業務効率化先進事例収集・周知事業 ㉔ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 ㉕ 看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業 ㉖ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業 ㉗ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 ㉘ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 ㉙ かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業 <p style="margin-left: 40px;">（3）医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① へき地巡回診療車（船）運営事業 ② 専門医に関する情報データベース作成等 ③ OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業 ④ OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 死体検案講習会事業 ⑥ 女性医師支援センター事業 ⑦ 中央ナースセンター事業 ⑧ 外国人看護師受入支援事業 ⑨ 医療技術等国際展開推進事業
感染症対策費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設運営費等補助金（都道府県） ⑭ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設運営費等補助金（都道府県） ⑬ 異状死死因究明支援事業 (2) 医療施設運営費等補助金（公募） ⑳ 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 ㉑ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業 ㉒ 認定エンバーマー養成研修事業 ㉓ 情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業 ㉔ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業 ㉕ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業 (3) 医療施設運営費等補助金（名宛て） ⑩ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 ⑪ 死亡時画像読影技術等向上研修費 ⑫ 医療安全支援センター総合支援事業 ⑬ 医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業 ⑭ 医療安全推進事業
医療技術実用化等推進費	<ul style="list-style-type: none"> (2) 医療施設運営費等補助金（公募） ⑳ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 ㉑ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業 (3) 医療施設運営費等補助金（名宛て） ⑮ 臨床研究総合促進事業

(2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の

承認を受けなければならない。

- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア．補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ．補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (11) 都道府県及び3の（2）の⑩の事業を実施する者は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、3の（1）の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、（1）から（10）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（2）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（6）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（10）中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（1）から（10）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（2）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（6）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（10）中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (14) 3の（2）の⑩の事業を実施する者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（10）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（2）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「3の（2）の⑩の事業を実施する者の長」、「国庫」とあるのは「3の（2）の⑩の事業を実施する者」と、（6）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「3の（2）の⑩の事業を実施する者の長の承認」と（10）中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (15) （13）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) （14）により付した条件に基づき3の（2）の⑩の事業を実施する者の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(17) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(18) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第4号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、第4号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(2)の事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、別途公募により選定された日から別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、第3号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則

として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)のイ、(2)から(3)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受領した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受領した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(2)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第5号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受領した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第6号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受領した日から1月を経過した

日) までの厚生労働大臣に報告するものとする。

(補助金の返還)

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。